

平成 30 年度

# 事業計画

自 平成 30 年 4 月 1 日

至 平成 31 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)



平成 30 年度事業計画の方針について .....	1
1 プライバシーマーク制度の運用 .....	2
(1) プライバシーマーク制度の強靱化 .....	2
(2) 審査基準改正に伴う適切な対応 .....	2
(3) 制度推進に向けた外部協力機関との連携と検討体制の整備 .....	2
(4) 付与事業者向けの情報提供・普及の強化 .....	2
(5) 付与事業者の満足度の向上 .....	3
(6) 制度運営全体でのプロセスの見直しによる迅速化・最適化の実施 .....	3
(7) 審査員の拡充と審査員登録制度の見直し .....	3
(8) プライバシーマーク制度に関する問合せ窓口一元化と情報の還元 .....	3
2 セキュリティマネジメントの推進 .....	4
(1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 等の普及啓発 .....	4
(2) 国際標準化活動への参画及び発展途上国への国際協力 .....	4
(3) クラウドサービスの信頼性確保 .....	4
(4) 制御システムセキュリティに関する普及啓発 .....	4
3 インターネット上の情報の信頼性確保のためのトラスト基盤の整備 .....	4
(1) インターネットトラストの推進 .....	5
(2) 法人等情報活用基盤の活用の促進 .....	5
(3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施 .....	6
4 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務の実施等 .....	6
(1) 特定認証業務の認定に係る指定調査機関業務の実施 .....	6
(2) 電子署名・認証業務に関する普及啓発 (国庫委託事業) .....	6
5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究 .....	7
(1) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究 .....	7
(2) 情報政策支援に係る調査研究 .....	10
6 産学官連携による電子情報利活用の推進 .....	11
(1) アドバイザリ会議 .....	11
(2) 次世代電子情報利活用フォーラム .....	11
(3) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム .....	11
(4) アイデンティティ (ID) 連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム .....	12
(5) g コンテンツ流通推進協議会 .....	12
7 個人情報保護法に基づく事業者支援の推進 .....	12
8 協会パブリックリレーションの構築と運営 .....	13
(1) 会員企業等への情報提供 (JIPDEC セミナー等開催) .....	13
(2) 事業成果等の情報発信 (JIPDEC IT-Report 発行、JIPDEC インフォメーション、ホームページ等) .....	13
(3) 情報管理に関する普及活動 (セミナー開催、資料提供等) .....	13

## 平成 30 年度事業計画の方針について

平成 30 年度は、設立 50 周年を経て、当協会が新しい 50 年に向けて第一歩を踏み出す年である。現在、IoT・ビッグデータ・AI の飛躍的発展により、第四次産業革命(Connected Industries)、データ駆動型社会(データ大流通時代)、Society 5.0 と称される様々な相貌を持つ経済社会の地殻変動的変化が生じつつある。その過程で、「個人情報保護」、「情報セキュリティ」、「インターネット上の信頼性確保」等に対する社会的要請が一層高まる中、これらの分野で一定の実績と信用を獲得してきた当協会としても、従来以上に積極的に取り組むべく、以下の方針で事業を推進する。

個人情報保護の分野では、制度開始から 20 周年を迎えるプライバシーマーク制度について、顧客ニーズ対応・業務の効率化のため実施中の制度運用の抜本的見直しは、着実に成果を収めつつあるが、さらに提出書類の軽減、事業者の実情に適した審査の実施等により事業者の負荷軽減やプロセスの最適化を図るほか、JIS 改正を受けた新審査基準による審査の円滑な実施を図る。また、制度の一層の普及拡大を図るため、プライバシーマークのメリットや有用性のアピールと認知度向上に向けた長期的・継続的な広報活動を行うこととし、事業者インタビューや事例紹介、審査機関・業界団体と連携した 20 周年関連イベントや Web 広告を実施する。さらに、制度を支える審査員の拡充のため、研修内容や評価制度、業務負荷軽減による効率化等の見直しを行う。

認定個人情報保護団体としては、苦情相談等に加え、匿名加工情報に係る相談やカメラ画像等の新たな個人データの利活用に資する個人情報保護指針策定の検討も行う。また、国境をまたぐ個人情報保護が国際的に注目される中、APEC 越境プライバシールール(CBPR)の認証事業を引き続き実施するとともに、平成 30 年 5 月施行の EU 一般データ保護規則(GDPR)に対応して、政府で作成予定のガイドライン等を基に、対象事業者に向けた指針等の策定を推進する。

情報セキュリティの分野では、国際規格に基づくマネジメントシステム(ISMS 等)の適合性評価制度における認定業務は、新たに設立される新法人で実施する体制とするとともに、協会内にセキュリティマネジメントの普及事業等を行う組織を設置する。

インターネットの分野では、文書の電子化の拡大に伴う、電子署名等による本人確認及び情報の真正性の問題やフィッシング詐欺を誘う標的型攻撃、なりすましメールによる不正アクセスへの問題等に対応して、インターネット上の信頼性をどのように確保するかが喫緊課題となっている。このため、電子契約やなりすましメール対策に活用される「JCAN 証明書」、送信ドメイン認証と送信者の実在性確認を組み合わせた「安心マーク」の一層の普及に取り組むとともに、信頼できるクラウドを使ったアプリケーションサービス(トラステッド・サービス)に関する評価をし、その結果を公開する事業を推進する。また、法人情報のトラスト基盤である「サイバー法人台帳 ROBINS」の一層の活用及び EDI に利用する標準企業コード等の登録・管理に取り組む。

電子情報利活用基盤の整備に関する分野では、データ大流通時代の到来を見据え、必要となる技術開発や制度設計等への関与を通じ、「データ」がヒトを豊かにする社会の実現を目指した活動を行う。そのため、次世代電子情報の利活用に関する調査研究として Society5.0・Connected Industries を支えるルールの高度化、データ利用に係る国際的な制度(GDPR 等)や標準化(ブロックチェーン等)に関する調査研究を行う。

また、情報政策支援に係る調査研究として、IoT・ビッグデータ・AI 関連やオンライン完結プラットフォーム関連の調査研究を引き続き実施する。

## 1 プライバシーマーク制度の運用

平成 10 年 4 月から運用を開始したプライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム—要求事項)」(以下、「JIS Q 15001」という。)を審査基準とし、平成 30 年 1 月 31 日現在、プライバシーマーク付与事業者(以下、「付与事業者」という。)の有効事業者数は 15,620 社に達している。

有効事業者数の増加に伴い、プライバシーマーク制度はわが国の個人情報保護の推進に重要な役割を果たすものとして社会的な認知も高まり、個人情報の保護に関する消費者の意識向上に資する一方、事業者にとっては取引先等からの信用獲得にも有効な制度と認識されている。

その一方で、制度開始から 20 年を数え、個人情報保護法の改正(平成 29 年 5 月 30 日施行)及び JIS Q 15001 の改正(平成 29 年 12 月 20 日公示)等の環境面における変化に柔軟に対応できる体制への抜本的な強化は急務であるため、以下に述べる施策を通じて、プライバシーマーク制度の改善と適正な運営を行う。

### (1) プライバシーマーク制度の強靱化

プライバシーマーク制度を支える立場として、ステークホルダーである付与事業者、指定審査機関、指定研修機関及び審査員の活性化、事業性の向上及びそれによる制度の強靱化を図る。具体的には、プライバシーマークの認知度・信頼度の向上による指定審査機関・審査員制度の活性化、また、付与事業者のブランド力向上、指定審査機関・指定研修機関の支援、審査員教育・育成による制度の信頼性向上を行う。

### (2) 審査基準改正に伴う適切な対応

平成 30 年 1 月に JIS Q 15001 の改正に対応した「プライバシーマーク付与適格性審査基準」を公表した。これに基づく審査方法を指定審査機関・指定研修機関と連携しながら検討し、8 月 1 日から新審査基準での審査を開始する。

円滑な新審査業務開始のため、各指定審査機関との定期会議等を通じた連携強化を行う。また、審査員への教育を最重要視し、8 月までに複数回の説明会を実施する他、理解促進のために対面相談の機会を増やす等、情報連携活動を充実させる。

また、「個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン(仮称)」を出版し、プライバシーマーク付与事業者に対して制度への理解を支援するよう注力する。

また、付与事業者に対して、平成 29 年度に実施した「個人情報保護研修会 2017」と同様の審査基準改正に対するセミナー活動を継続的に実施する。

### (3) 制度推進に向けた外部協力機関との連携と検討体制の整備

プライバシーマーク制度の推進には、当協会のみならず、指定審査機関、審査員及び外部有識者の協力が不可欠である。これらの外部機関、有識者と迅速かつ適切な課題検討を行うため、連携体制を構築し、制度全体の課題検討を行う。

### (4) 付与事業者向けの情報提供・普及の強化

プライバシーマークの認知度が向上することは、付与事業者にとってプライバシーマーク取得のメリット向上につながるため、プライバシーマークを取得するメリット及び有用性をアピールすることに加え、これまで以上にプライバシーマークの認知度向上に向けた長期的・継続的な広報活動

を行う。

具体的には、事業者インタビューや事例紹介の実施、プライバシーマーク制度 20 周年と関連したイベント及び Web 広告を実施する。

広告については、長期的・継続的な広告戦略立案のための調査分析を行い、段階的な効果検証を行う。

#### (5) 付与事業者の満足度の向上

付与事業者に対し「新任担当者向け研修会」、「JIPDEC 個人情報保護研修会」等の定期開催を行うことで、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)運用等に資する情報の発信と提供の強化を図り、付与事業者の満足度向上に努める。

申請・付与事業者向け相談室を引き続き常設し、各種相談に対応できる体制を維持する。また、事業者のニーズに対応した出張相談等の実現についても着手する。

#### (6) 制度運営全体でのプロセスの見直しによる迅速化・最適化の実施

プライバシーマーク付与適格性審査から付与契約までのプロセスについて、サービス品質の確保を前提に、受審事業者の視点に立った顧客満足度の高い業務を実現するよう、業務最適化を平成 29 年度に引き続き推進する。

上記目標達成のため、事業者の負荷軽減を常に第一命題に位置付け、申請受理時におけるの提出書類を軽減し、上述の新審査基準への移行を機に事業者の実情に適した審査の実施を図る。一方、付与契約や顧客情報管理面の業務プロセスの最適化を進め、作業外注化などの合理化策を推進して全体の迅速化・最適化を実現する。

#### (7) 審査員の拡充と審査員登録制度の見直し

審査員募集の説明会を定期開催し、事業者や個人事業主等、審査員活動に関心を抱く層の開拓活動を幅広く行う。一方で、現所属審査員からの紹介、士業や消費者団体等の各業界団体への審査員募集の勧奨活動を継続し、将来の事業拡大に対応した審査員拡充の施策を継続する。

審査員補から審査員になるための研修の全面的に見直しを図り、戦力となる審査員の早期育成プランを実行する。既に集合研修方式の導入等改善に着手しているが、文書審査と現地審査から成る構成を大幅に見直す。また、審査員補の立場でも審査業務に部分的に参加できる(例：小規模事業者)制度整備を行い、実践的な審査経験の機会を増やすことで戦力となる審査員の拡充を実現する。

また、「プライバシーマーク付与適格性審査基準」の改正により、プライバシーマーク制度の品質・信頼性の根幹である審査員への教育・支援は一層重要性が増す。審査員登録制度では、審査員の技量・品質の維持向上を行うための制度として見直しを図る。具体的には、審査員研修内容、審査員評価制度の見直しによる審査品質の維持・向上と、指定審査機関と連携した審査員の稼働管理の検討と審査員登録制度の効率化による審査員の業務負荷軽減を行う。

#### (8) プライバシーマーク制度に関する問合せ窓口一元化と情報の還元

個人情報保護及びプライバシーマーク制度に関する対応窓口(Web や電話等の各種チャネル)から寄せられる多様な問合せや相談を一元的に受け、事業者の継続的な個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の運用を支援し、迅速・適切に対応する。また、その中で収集した情報を、ステークホルダーがそれぞれの立場で有効活用できるような形に取りまとめ、情報還元を推進する。

## 2 セキュリティマネジメントの推進

わが国のセキュリティ対策の向上に資するため、平成 30 年 4 月に設立予定の一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(仮称)と緊密に連携しつつ、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)等の普及啓発、国際標準化等を推進する。特に、ISMS に基づくクラウドサービスのセクター規格の普及啓発に注力する。また、重要インフラの防護において必要な制御システムセキュリティに係るマネジメントシステムの普及啓発にも取り組む。

### (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 等の普及啓発

組織における情報セキュリティを継続的に維持、向上させることを目的として、ISO/IEC 27001 に基づく ISMS や ISO/IEC 20000 に基づく ITSMS の普及啓発を図る。具体的には、ISMS や ITSMS の導入を検討中の又は既に導入・運用している組織に対し、ISMS ユーザーズガイド等の提供、セミナーの開催等を通じて有用な情報を提供する。さらに、IT サービスを発注する側の企業、地方公共団体等に対しても ISMS や ITSMS の有用性を訴えることで、これらの規格に基づく適合性評価制度の普及を図る。

### (2) 国際標準化活動への参画及び発展途上国への国際協力

ISMS に関する国際標準化の場である ISO/IEC JTC 1 の SC 27/WG 1 に参加し、ISO/IEC 27006、ISO/IEC 27009 などの ISO/IEC 27000 ファミリー規格の作成・改訂におけるエディタ業務の引き受けなどを行うとともに、これらの国際規格の策定・改訂動向を把握して関係者へのタイムリーな情報提供を行う。

また、情報セキュリティに取り組む発展途上国への国際協力に参加し、政府関係者等に対する ISMS 等の研修等を実施し、各国のセキュリティレベルの向上に貢献する。

### (3) クラウドサービスの信頼性確保

クラウドサービスの信頼性確保を目的として、ISO/IEC 27017 等のクラウドサービスに関連した規格に基づく ISMS の普及啓発を図る。また、各国のクラウドサービスに関連した認証・監査制度の調査を実施し、国内における新規事業の可能性を検討する

### (4) 制御システムセキュリティに関する普及啓発

産業用オートメーション及び制御システム(IACS : Industrial Automation and Control System)を対象とした制御システムセキュリティマネジメントシステム(CSMS)の普及啓発として、制御システムのリスクアセスメントに関する研修、システムインテグレータ向けユーザーズガイド等を整備するとともに、政府機関等によるサイバーセキュリティ対策に関連する文書への CSMS 引用を働きかける。

## 3 インターネット上の情報の信頼性確保のためのトラスト基盤の整備

近年、インターネットを通じた企業間取引等の電子化の進展の中で、電子文書の真正性を保証するメカニズムの確立が求められている。また、今や社会問題でもあるなりすましメール等による標的型攻撃に対抗するため、送信者側がなりすまされない対策の必要性が高まっている。これらの課

題を解決するための仕組み(トラスト基盤)として、電子契約やなりすましメール対策に活用される「JCAN 証明書」、送信ドメイン認証と送信者(法人)の実在性確認を組み合わせた「安心マーク」の普及に引き続き取り組む。また、これらを活用した認証局や電子契約サービス等の評価事業(トラステッド・サービス登録)を推進する。

さらに、法人情報のトラスト基盤である「サイバー法人台帳 ROBINS」の普及を本格化するとともに、電子商取引(EDI)に利用される標準企業コード等の登録・管理に取り組む。

戦略的な広報活動を通じて、これら事業の収入を増加させるとともに、諸外国の情報収集と国際連携を見据えたトラストに関するコミュニティ形成にも取り組む。

## (1) インターネットトラストの推進

### ① JCAN 証明書の普及拡大

JCAN 証明書は、主に企業等に所属する社員等を対象として発行する電子証明書であり、平成 24 年 1 月の事業開始以来、コンプライアンス強化や、取引業務での効率化とコストの大幅な削減が期待される電子契約サービスにおける電子署名用として普及している。

平成 30 年度は、引き続き電子契約サービスでの利用拡大に注力するとともに、電子メールによる標的型攻撃や不正アクセスを防ぐために、企業や官公庁等が発信するメールへの電子署名及び暗号化(S/MIME)用としての普及にも取り組む。

### ② 安心マークの普及拡大

安心マークは、送信ドメイン認証(DKIM)とサイバー法人台帳 ROBINS による送信者(法人)の実在性確認を組み合わせた独自のなりすましメール対策である。平成 29 年 1 月に発足した「安心マーク推進フォーラム」におけるメールユーザー、メール送信代行者、メール受信サービスプロバイダー等との協力の下で、標的型サイバー攻撃対策としての安心・安全なメール送受信の仕組みを普及させる。

### ③ 信頼できるサービス(トラステッド・サービス)の評価及び公開

クラウドを活用した電子契約サービス等は、今後中小企業を含めて急速に普及していくと予想されるが、多くのユーザー企業(特に中小企業等)にとって、その信頼性に関する情報が十分に得られる環境にはない。

このため、これらのサービスをユーザー企業が評価し選択する目安として、平成 29 年度は、電子契約サービスに使用する電子証明書を発行する認証局を評価する JCAN トラステッド・サービス登録(認証局)を開始した。また、電子契約サービスの信頼性を評価する「JCAN トラステッド・サービス登録(電子契約)ーリモート署名版ー」の審査基準を策定した。平成 30 年度は、これらの基準に基づく審査・登録体制を整備し、JCAN トラステッド・サービス登録の本格的な普及を図る。

## (2) 法人等情報活用基盤の活用の促進

サイバー法人台帳 ROBINS は、インターネット上の企業の実在性を保証するトラスト基盤として、平成 25 年 7 月に本格運用を開始した。平成 27 年 12 月より、国税庁が公開する法人番号関連情報を定期的に取り込み、既存のデータを名寄せした上で公開するなど、その知名度向上や情報の充実に取り組んできた。平成 29 年度は、経済産業省の法人インフォメーションが公開するオープンデータを活用するとともに、企業の様々な活動状況を集約・可視化した「ROBINS ビジネスレポ



ート」を立ち上げた。

平成 30 年度は、ROBINS ビジネスレポートを通じて企業実務における ROBINS 活用のユースケースを洗い出し、ニーズの高いデータの抽出と使い勝手に関する調査を行う。これに併せて、法人番号によるデータの紐付けによる一覧表示を図るとともに、閲覧画面を企業実務で使いやすいデザインに改良する。企業実務で使いやすいユーザーエクスペリエンスに優れたデザインを設計する。また、平成 28 年度から全国社会保険労務士会連合会が取り組んでいる「経営労務診断サービス」との連携にも一層注力する。

### (3) 標準企業コード等登録管理サービスの実施

当協会は、平成元年 4 月から、EDI(電子データ交換)に利用する標準企業コードの登録・管理を実施しており、平成 12 年度に ISO 等において、企業識別子の発番機関として登録された。

また、平成 2 年 11 月からは、OSI(開放型システム間相互接続)による通信で共通に認識しなければならないオブジェクトに対して利用されている OSI オブジェクト識別子の構成要素値の登録・管理を実施している。平成 30 年 1 月末現在、標準企業コードは 27,005 社、OSI オブジェクトは 139 社の企業に利用されている。

平成 30 年度は、関係する省庁、団体とともに、引き続きサービス品質の向上に努めつつ、これらの登録・管理を実施する。

## 4 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務の実施等

「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下、「電子署名法」という。)に基づく指定調査機関としての業務等を着実に実施する。

### (1) 特定認証業務の認定に係る指定調査機関業務の実施

当協会は電子署名法の主務大臣(法務省、総務省及び経済産業省)から特定認証業務の認定に係る指定調査機関として指定されている。平成 30 年 4 月 16 日で、法令で定められた 5 年間の指定期間が経過することから、主務大臣に対して、指定の更新のための申請を行う。その上で、国が認定する特定認証業務について、引き続き電子署名法で定める設備要件、利用者の真偽確認に関する要件、業務運用要件等への適合性に関する調査を実施し、その結果を主務大臣に通知する。

### (2) 電子署名・認証業務に関する普及啓発(国庫委託事業)

指定調査機関として蓄積された専門的知見等を基に、特定認証業務を行う者、及びその利用者等からの問い合わせ、相談等による情報の提供、助言、その他の援助を行うほか、電子署名や認証業務に関する正しい理解を深めるため、Web 等による情報の提供を行う。

また、電子署名法の認定に係る基準とその運用に関する課題等、当該制度運用の向上に資する検討を実施する。

## 5 電子情報利活用基盤の整備に関する調査研究

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日：閣議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成 30 年 1 月 16 日：e ガバメント閣僚会議決定)等により、我が国の電子情報の利活用に関する施策が活発に推進されている。IoT(Internet of Things)機器の普及、AI(Artificial Intelligence)の進化等により、膨大なデータを効率的に効果的に収集・共有・分析する基盤技術が実現してきたことから、これらのデータを活用することで創出される新規サービスを通じた産業競争力の強化・経済の活性化等が期待されている。政府は、オンライン完結社会の実現、データの流通・活用を促す仕組みである PDS(Personal Data Store)、データ取引市場の具体化、AI、IoT、ロボット等 Society5.0 を実現するための基盤技術の強化等を推進している。

一方、法制度面に着目すると、国内では平成 29 年 5 月に個人情報保護法が改正・施行され、海外では平成 30 年 5 月に EU の一般データ保護規則(GDPR(General Data Protection Regulation))(以下、「GDPR」という。)が施行予定であるなど、世界的な潮流として、個人情報の保護と利活用を推進するための制度基盤整備が加速している。当協会は、プライバシーマーク制度の運営母体であるだけでなく、認定個人情報保護団体として個人情報保護法の遵守を広く普及・啓蒙する役割も担っており、産業界からの期待も大きい。特に近年ではグローバルにビジネスを展開する企業も増え、国内だけでなく、海外の法制度についての情報収集・提供のニーズも増加している。

以上の背景から、データ大流通時代の到来を見据え、必要となる技術開発や制度設計等への関与を通じ、「データ」がヒトを豊かにする社会の実現を目指した活動を行う。そのため、(1) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究として、産業界とともにデータ大流通時代の到来に備えた技術開発や制度検討を行い、(2) 情報政策支援に係る調査研究として、(1)の成果をもとにした政策支援・提案活動を行う。

### (1) 次世代電子情報の利活用に関する調査研究

インターネットが前提となった社会活動を中心とする情報経済社会は益々発展することが予想される。また、その発展過程では技術の進歩に伴う新しく取得される情報の利用や、ビッグデータ等の利用における解析技術等の進歩、AI 等に見られる知性(Intelligence)構成のためのデータ利用等が起き、それとともに、パーソナルデータの保護と利用の両立の課題、データにおける所有権・財産権等の権利の検討、知的財産の有り方の整理等、電子情報の利活用に向けた新たな課題の顕在化とその解決が必要である。以上のような観点から、当協会では、引き続き、国内外・産官学の動向等について積極的に情報収集・分析・共有をするとともに、産官学のハブとしての役割を担い、社会的な合意形成を行いつつ、社会基盤の整備に資する活動を推進する。平成 30 年度は、具体的に以下のテーマについて、特に注力し、調査研究を実施する。

#### ① Society5.0・Connected Industries を支えるルールの高度化

「Society 5.0」とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実社会)が高度に融合した「超スマート社会」のことであり、「Connected Industries」は、この超スマート社会実現のためのコンセプトとして、さまざまなつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会を基本としている。この Society5.0・Connected Industries 実現のため、現在の各分野のルール(データルール、知財ルール、標準化等)について産業社会に対して全体最適となるように調整等を行う必要がある。そこで、当協会では、多様な繋がりの中で付加価値を創出する産業社会に必要な基盤(制度・技術)について

調査研究を推進する。

具体的には、データ利活用の促進に不可欠となってきたセンシングデータ、及びパーソナルデータの利用・流通に関連する行政や産業界の動向(PDS、情報銀行、データ取引市場等)を中心に調査を行う。その実施にあたっては、必要に応じて、産業界の意見を収集・分析し、提言・提案として社会に発信する。また、多様な繋がりの中で、今後も更に重要性が増すサイバーセキュリティ分野において、国内外の事例、国際標準化等をはじめとした制度の動向調査(ISO27000 シリーズ、IEC62443 シリーズ、NIST SP800 シリーズ等)を行い、その特性を考慮し、今後必要となるセキュリティ対策等について調査研究を行う。

## ② オンライン完結社会の実現に向けた基盤整備

サイバー空間及びフィジカル空間上の個人を中心として、IT・データを最大限に活用したサービスを楽しむことが可能となるオンライン完結社会の実現とその活用の拡大に寄与する調査研究を引き続き推進する。

具体的には、政府において行政手続き等を中心に対面手続きや添付書類を撤廃する制度を構築することを受け、デジタルで完結する等社会的効果の大きな仕組みを作る上で重要な基盤である ID 連携トラストフレームワークやブロックチェーンに関連する国内外の技術・制度整備等の動向の調査研究を行う。

また、サイバー空間・フィジカル空間のサービスが融合するオンライン完結社会では MaaS(Mobility as a Service)を初めとした様々な高度化されたサービスが実現されることが期待できる。この高度化されたサービスを実現するためには、ヒト・モノに関するデータの連携が重要となる。そこで、ヒト・モノに関するデータ(特にセンサー等によって機械的に取得されるデータなど)の取り扱い、及びデータ連携についての制度構築(ルール、ガイドライン整備など)の動向調査を通じて、複数の事業者間におけるヒト・モノに関するデータの共有・提供時のルールの在り方、サービスの高度化に伴う新たなプライバシーリスクへの対応、ヒト・モノに関するデータの信頼性・真正性等について調査を行う。

## ③ データ利用に係る国際的な制度や標準化に関する調査研究

インターネットの進展により、データの相互交換がグローバルに行われており、データ流通の制度設計のニーズは国内外で高まっている。

当協会では、これまでも継続的にデータ利用に係る制度や標準化等における海外での検討状況を整理し、産業界の意見も集約しつつ、政府機関に対して提案・助言等を行っている。平成 30 年度も本調査研究を継続し、海外の機関とも積極的に意見交換等を行いながら、その内容を国内の産業界や関係府省等へフィードバックし、日本の産業界に資する制度設計に向けた提案・助言等を推進する。具体的には、以下を実施する。

### 【国際的な制度動向の調査】

主にパーソナルデータの利活用(個人情報、プライバシー、アイデンティティなど)に関する国際動向について、我が国の産業界や社会への影響分析を行い、グローバルにビジネスを展開する国内企業の活動に資する調査を実施する。

### ■GDPR 施行に向けた国内外の状況調査

GDPR 施行に伴い、日本を初め各国においても、データローカライゼーションなど国際競

争・国際協調を目的とした制度対応が具体的に進められている。わが国産業界は、様々な産業分野においてグローバルに事業展開している事業者が多く、また特に、IT 業界では、おもてなし等のサービス、サプライチェーン等の事業連携等が数多く行われており、GDPR をはじめとする各国の制度整備(法的な整備、業界レベル等のガイドライン、人材育成など)についての関心が高い。そこで、各国における GDPR の施行に向けた制度検討や企業の対応状況等を調査し、今後必要となる制度要件等を整理する。

#### ■国際標準化におけるプライバシー分野の動向

国際標準化を行う ISO と IEC の合同委員会である ISO/IEC JTC1 に設置された専門委員会 SC27/WG5 では、情報セキュリティ技術分野におけるアイデンティティ管理とプライバシー技術の標準化活動を推進している。当協会は、同 WG5 国際会議へのエキスパート派遣、WG5 国内小委員会幹事を務める等、同分野における国内外での国際標準化活動に積極的に活動している。同活動を通じてグローバルな事業活動において求められる要件の議論に参加し、標準化動向を調査することで、国際的に関心の高い領域を見定め、国内の制度検討やビジネスへの適用を支援する。

#### ■データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議への参加

個人情報保護法改正及び全面施行を契機とし、我が国はデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 (ICDPPC) の正式メンバーとなった。ICDPPC には、日本からは個人情報保護委員会がメンバーとして参加するほか、各国のプライバシー・コミッショナーが集い、プライバシーに関する国際的な議論が行われる。当協会は、これまでも同会議にオブザーバーとして出席し、情報収集を行っている。引き続き、平成 30 年度も同会議に参加し、各国関係機関の代表者との意見交換等を実施するなどして国際的な最新動向を調査する。

### 【国際標準化支援】

企業活動等がグローバル化する中で、国際標準化活動への関与は益々重要になっている。当協会では、前述の ISO/IEC JTC 1/SC27/WG5 のほか、所謂 G 空間情報に関する ISO 技術委員会 (ISO/TC211) 及びブロックチェーンと分散台帳技術に関する ISO 技術委員会 (ISO/TC307) に参画し、国際標準化活動を支援している。平成 30 年度も、継続してこれらの活動を実施し、わが国産業界のグローバル・ビジネスの発展に寄与する。

#### ■ISO/TC211 地理情報/ジオマティクス

自動運転の実現や準天頂衛星システムの本稼働等、地理空間情報の活用は新たな情報経済社会の一翼を担う重要な技術基盤である。国際標準化活動への参画を通じ、地理空間情報活用推進基本計画等の促進に寄与する。

#### ■ISO/TC307 ブロックチェーンと分散台帳技術

ブロックチェーンと分散台帳技術は、仮想通貨ばかりではなく、サプライチェーンや行政手続き等に適用する情報基盤技術として国際的に高い注目を集めている。また、同技術は前述のオンライン完結社会の実現における重要な基盤技術と目されている。当協会は平成 28 年 9 月より、ISO/TC307 国内審議団体を務めており、国際標準化活動を通じ、同技術分野における我が国の産業界の発展に寄与する。

## (2) 情報政策支援に係る調査研究

(1)で掲げた調査研究テーマのうち、以下に示す具体的な事業については、積極的に政府や産業界に事業提案を行い、これを実施することで来るべきデータ大流通時代の基盤整備の一翼を担う。また、以下に示す具体的な事業に加え、当協会が掲げる調査研究テーマに合致する政府等が推進する情報政策関連の事業については、積極的な提案活動を継続し、事業として実施することで情報政策支援を行う。

### ① IoT・ビッグデータ・AIに関連する調査研究(民間委託事業)

IoT、ビッグデータ、AIは、先進国を中心に顕在化する製造業など産業空洞化等の課題の解決のみならず、Society5.0・Connected Industriesと言われる第四次産業革命に位置づけられる新たなサービスや産業の創出に向けて不可欠な要素となっている。社会課題解決や産業創出に向け具体化を進めるためには、様々な業種・業界を横断的に束ね、企業間・業界間連携を容易にすることや、自治体等行政機関との連携を促進することが必要である。その観点から、当協会では、平成27年度からIoT推進ラボの運営、及びルール検討のためのWG(データ流通促進WG、カメラ画像利活用SWG、IoTセキュリティWG)等の運営を行った。前者では積極的な業界・業種横断するための機会創出(IoT Lab Connection、IoT Lab Selection、データ分析コンテスト等)を行い、後者では、データ利用の課題になっている点の抽出・整理と、解決のための関係府省への提案等を推進し、「新たなデータ流通取引に関する検討事例集」、「カメラ画像利活用ガイドブック」、「IoTセキュリティガイドライン」等として公開した。

平成30年度も、引き続き、上記の活動を推進する。また、推進にあたっては、成長性・先導性・波及性・社会性の観点から、IoT等の具体的実装を目指したプロジェクトを発掘・選定・企業連携等の面から支援することや、社会基盤として具体化するために必要となる規制改革・制度形成等の環境整備の推進に留意するとともに、ルール検討のためのWG等を通じて、異業種間のデータ流通促進や、海外展開を想定したIoTセキュリティ対策等について、産官学連携した解決のための取り組みを行う。

### ② オンライン完結プラットフォームに関連する調査研究(民間委託事業)

我が国は、主要先進国の中でも、高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、加えて生産年齢人口の減少により、人口構造は急速に変化しており、それに伴う様々な社会的課題への対応が求められている。デジタル技術を最大限に活用して、人口減少・高齢社会に適合した経済社会システムへと改革していく必要がある。本事業は、対面・書類を撤廃し、紙媒体のチケット発行・利用に由来する経済社会の非効率を解消するとともに、チケット利用状況等のデータ活用を可能とするため、オンライン完結による経費処理を可能とするプラットフォーム(以下、「オンライン完結プラットフォーム」という。)を構築するものである。

平成29年度は、自治体の発行する福祉チケット等の精算業務の電子化(オンライン化)を図ることにより、「キャッシュレス化に向けた方策」の推進とともに紙媒体のチケット発行・利用に由来する経済社会の非効率を解消し、各種チケットを電子化することによって収集可能となる移動情報等をビッグデータとして収集し活用することで、観光ビジョン及びビッグデータの利活用を推進した。

平成30年度は、オンライン完結プラットフォームを自治体による主導で推進することができるように、具体的実装、自治体と連携した実証実験を通じて社会実装の推進を図る。

### ③ ISO/TC307における国際標準化提案(民間委託事業)

ブロックチェーン及び分散台帳技術は、仮想通貨 Fintech のみならず、次世代の電子情報利活用社会において大きな注目を集めている技術である。また、データの信頼性担保における適用等多様な分野で利用される可能性があり、今後大きな成長が見込まれる技術分野である。

平成 30 年度も継続し、同分野における用語の国際標準化を推進する活動として、ISO/TC307 への国際提案等の活動を継続する。また、事務局業務を通じ、事業者の考えているユースケースの具体化・国際展開に向けて必要となる標準化活動を支援する。

## 6 産学官連携による電子情報利活用の推進

改正個人情報保護法にて新たに定義された匿名加工情報の取り扱いルールの検討や、新たな電子情報の利活用について産業界と議論する場として、事業プログラム制度に基づき、コンソーシアムを設置する。事業プログラム制度は、電子情報の利活用やその安全・安心の確保のための社会的基盤を構築するために、産業界の具体的なニーズ、知見や各種リソースを集約して行う調査、研究、実証等を行うものであり、広く産業界や関係する団体等に事業を提案し、その積極的な参画を得て行う連携協力型の事業である。

### (1) アドバイザリ会議

産学官の様々な分野の有識者による意見交換の場として「アドバイザリ会議」を引き続き設置し、当協会が実施している各種事業や今後取り組むべき課題について議論を行う。

### (2) 次世代電子情報利活用フォーラム

当協会事業プログラム制度に参加する企業や賛助会員等、多様な業種にわたる企業の参加を得て、新たな電子情報の利活用に関する検討を行っている。具体的には、以下(3)から(5)の各コンソーシアムの運営や、時節に応じたテーマによるセミナー、関係府省等からの要請による意見交換会等を実施している。平成 30 年度は、IoT 等のデータ利活用、個人情報保護法改正及び JIS Q 15001 改正や個人番号導入への事業者対応等、産業界に影響があり関心の高いテーマを設定し、各コンソーシアムの実施、意見交換や情報発信を行う。また、企業のニーズが特に高いテーマについては、都度、調査研究の具体化を図る。

### (3) 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム

平成 30 年度も引き続き、プライバシーに配慮しつつパーソナルデータを安心・安全に利活用するサービスの振興に関心を有する企業等の声をまとめ、パーソナルデータの処理方法や制度整備に関する検討を行うとともに、政策提案や普及啓発活動を行う。

また、改正個人情報保護法で新たに定義された匿名加工情報については、その作成方法等にかかる自主規制ルール作りに関するニーズが高まることが想定されるため、当協会認定個人情報保護団体事務局と連携し、自主ルールの検討を推進する。更に、関係団体と連携し、パーソナルデータの利活用等に関する意見交換を行い、意見集約と発信を行う。

#### (4) アイデンティティ (ID) 連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム

平成 30 年度も引き続き、ID 連携トラストフレームワークの整備推進に関心を有する企業等で組織する ID 連携トラストフレームワーク推進コンソーシアムを運営し、トラストフレームワークを整備し普及していく上での諸課題について調査検討を行うとともに普及啓発活動を行う。

#### (5) g コンテンツ流通推進協議会

平成 30 年度も引き続き、G 空間情報を含むコンテンツ(g コンテンツ)の流通環境整備に関心を有する企業を中心にコンソーシアム活動を行い、地理空間情報に係る政策等の推進に関する提案を積極的に行う。また、研究会等の設置のほか、Location Business Japan への協力、G 空間 EXPO2018 への参加や、アイデアソン、ハッカソン等の地理空間情報関連行事への参加や協力等普及啓発活動を行う。また、政府が策定する(または、策定を検討している)政策・戦略等に関する意見交換会を実施し、産官交流を促進する等産業界からの意見の集約、発信を行う。

以上のほか、システム監査学会事務局業務など民間活動の運営に引き続き協力する。

## 7 個人情報保護法に基づく事業者支援の推進

平成 29 年度に引き続き、認定個人情報保護団体の対象事業者(平成 30 年 1 月 31 日現在 10,876 社)における個人情報にかかる事故や苦情相談への対応、情報提供等を通じて認定個人情報保護団体の適切な運営を行う。また、個人情報の様々な利活用と保護の両立を目指す対象事業者に協力、支援のため、匿名加工情報に関する相談に対応するほか、新たな個人データの利活用(例：カメラ画像の利用、位置情報の利用など)に資する個人情報保護指針の策定を検討し、必要に応じ作成を行う。

また、平成 28 年 1 月にアジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システムのアカウンタビリティ・エージェント(AA)の認定を受け、同年 6 月より開始した CBPR システム認証事業を引き続き行うとともに、APEC との連携のため、APEC ECSG 会議等に出席する。

更に、平成 30 年 5 月に施行される EU の GDPR に向け、政府で作成が予定されるガイドライン等を基に、対象事業者に向けた指針等の策定を推進する。

なお、実施にあたっては、電子情報利活用研究部と連携し、国際的な個人情報保護制度等の動向について把握し、影響等について検討を行い政府における個人情報に関連する制度設計等の活動に協力する。

## 8 協会パブリックリレーションの構築と運営

協会のブランド力強化や事業に対する社会ニーズ醸成に資する PR 活動及び事業成果等に関する情報発信を併せて実施する。

### (1) 会員企業等への情報提供（JIPDEC セミナー等開催）

次世代電子情報利活用推進フォーラム会員企業(当協会賛助会員、事業プログラム制度による各コンソーシアム等会員企業)への情報提供サービスの一環として、年 10 回程度、時宜に適したテーマを選定したセミナー、情報交流会等を平成 22 年度より継続開催している。

平成 29 年度は、IoT やセキュリティ、データの利活用と情報管理、ブロックチェーン、IT ガバナンス等をテーマに計 10 回開催し、ほぼ毎回定員を超え、延べ 350 名強の参加申込みがあり、アンケート結果でも高い満足度を得ることができた。また、有料参加となる会員以外の一般からの申込みも増加しており、協会の認知度向上や裾野の拡大につながっている。

平成 30 年度も引き続き、当協会事業に関連するテーマを中心に幅広い内容を取り上げ、年 10 回程度のセミナー開催を通じて良質な情報提供を行っていく。

### (2) 事業成果等の情報発信（JIPDEC IT-Report 発行、JIPDEC インフォメーション、ホームページ等）

平成 23 年度より年 2 回発行している情報化白書の後継である「JIPDEC IT-Report」では、IoT 時代の情報利活用に関する寄稿、IoT、ビッグデータ、AI を活用した先進事例の紹介や、独自の「企業 IT 利活用動向調査」、等で情報分野の動向等を取りまとめ、冊子・ホームページ等で広く提供している。「企業 IT 利活用動向調査」については、企業の資料や報道等で引用される等、広く活用されている。

また、協会各事業の活動や成果を、メールマガジンである JIPDEC インフォメーション（毎月 25 日頃配信）や新着情報配信、ホームページ、ニュースリリースを通じて紹介している。

平成 30 年度も引き続き、これらの媒体や機会を通じて広く情報発信を行い、協会認知度向上、協会各事業への理解・関心の醸成に努め裾野の拡大につなげる。また、媒体での情報発信に関しては適宜内容や体裁等の見直しを行い、より関心を喚起するように改善に努める。

### (3) 情報管理に関する普及活動（セミナー開催、資料提供等）

平成 29 年度は、改正個人情報保護法が全面施行されたことから、中小規模事業者向けに関係機関との共催セミナーを通じて、実務上での対応に関する情報提供・対策支援を行った。

平成 30 年度も、関係機関と連携して、情報の安心・安全な利活用実現を目指し、情報管理の必要性と重要性に対する意識向上を推進するための普及活動を推進する。